

2020年6月5日

国際ロータリー第2760地区  
ロータリークラブ 会長・幹事 各位

国際ロータリー第2760地区  
ガバナー 伊藤靖祐

## 今年度および次年度以降の例会の開催方法等のご案内

拝啓 向暑の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は地区ロータリー活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が解除され、例会を再開されたロータリークラブもありますが、今年度および次年度以降の予定を立てられるにあたり、第2760地区として下記ご案内をさせていただきます。

このご案内は、国際ロータリー日本事務局／クラブ・地区支援室との打合せに基づくものですが、各ロータリークラブ理事会にて決定していただく事が必要ですので、ご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

### (1) 例会(Meeting)の開催方法

全てのクラブは、例会時間、スピーカー(卓話者、発表者)、開催方法(対面、オンライン、またはその両方)等を含め、どのように例会を行うかをクラブご自身でお決めいただけます。

是非、[ラーニングセンターの学習トピック](#)にアクセスしたり、地区や他クラブとアイデア交換を行うなどして、世界、地域社会、そしてロータリアンの皆様に何が出来るかのご参考として頂ければ幸いです。

ロータリーボイスの『[新型コロナウイルス流行の中でロータリーに参加しつづける方法](#)』の記事や、My ROTARY の[オンラインのクラブ例会](#)ページの情報もご参考いただけるかと存じます。

### (2) 例会(Meeting)の取消

標準ロータリークラブ定款第7条にあるように『全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合』で、どうしてもオンラインでミーティングを行えない、またはミーティング開催が適切でないと判断される場合、予定していた例会を取消することを検討して頂くことも可能です。

基本的には週1回、クラブ細則に明記した場合でも月に2回以上の例会開催を原則として計画して頂いているかと存じますが、その時の地元の政府等による要請や勧告、状況などを鑑み、適宜ご検討ください。

尚、『全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合』等、列挙された事由を適用される場合、『1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない』の制限は適用されません。

### (3) 会員個人への『免除』

会員個人の例会の出席については、従来からクラブが決定できることとして、標準ロータリークラブ定款第10条第5節の『出席規定の免除』という規定がございます。

クラブ理事会が、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認することで、会員個人の出席規定を免除できるものです。

更に、[RI 理事会](#)では、『ロータリーのプログラム、会合、行事の全参加者の健康と安全が何よりも重要である』の一般原則のもと様々な決定をされました。

会費の免除についてお尋ねされることもございますが、こちらは各クラブのロータリークラブ細則に明記されているかと存じます。

クラブ細則の改正手続きに則り、クラブ内でお決めいただけますようお願いいたします。

但し、ロータリーに正会員として届け続けられている限り、人頭分担金等のご請求は発生しますのでご注意ください。人頭分担金に関する『休会』等の規定はございません。

通常の例会や活動が行えないことは、皆様にとっても大変厳しく、悔しいことであると理解しております。

しかしながら、マーク・ダニエル・マローニーRI 会長も呼びかけられています。このような状況であるからこそ、世界の為、地域社会の為、そして皆様方ご自身の為に、繋がりを保つ方法が見つかることを、心より願っております。